

平成 2 5 年 4 月 5 日

株式会社スーパーレッズ及び有限会社レッズ宇都宮に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社スーパーレッズ（以下「スーパーレッズ」という。）及び有限会社レッズ宇都宮（以下「レッズ宇都宮」という。）に対し、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添1及び2参照）を行いました。

スーパーレッズ及びレッズ宇都宮が供給する中古自動車に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第4条第1項第1号（優良誤認）に該当）が認められました。

1 スーパーレッズ及びレッズ宇都宮の概要

(1) スーパーレッズ

所在地 栃木県河内郡上三川町大字上蒲生426番地1
代表者 代表取締役 中村 拓也
設立年月 平成14年1月
資本金 300万円（平成24年3月現在）

(2) レッズ宇都宮

所在地 栃木県宇都宮市幕田町596番地5
代表者 代表取締役 中村 拓也
設立年月 平成15年2月
資本金 300万円（平成24年3月現在）

※ スーパーレッズ及びレッズ宇都宮の関係

スーパーレッズ及びレッズ宇都宮については、同一人物が代表取締役を務め、それぞれの店舗において中古自動車の販売を行っている。

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

中古自動車（スーパーレッズ3台及びレッズ宇都宮12台）

(2) 対象表示

ア スーパーレッズ

(ア) 表示内容

「Goo北関東版」と称する中古自動車情報誌の「11.08.28」号に掲載していた中古自動車のうち2台及び「11.09.11」号に掲載していた中古自動車のうち1台について、同誌に「修無」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていた。

(イ) 実際

当該中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオートオークション出品票（以下「出品票」という。）に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。

イ レッズ宇都宮

(ア) 表示内容

「Goo北関東版」と称する中古自動車情報誌の「11.08.28」号に掲載していた中古自動車のうち3台及び「11.09.11」号に掲載していた中古自動車のうち9台について、同誌に「修無」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていた。

(イ) 実際

当該中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示される出品票に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。

(3) 命令の概要

ア スーパーレッズ及びレッズ宇都宮が行った前記(2)ア(ア)及びイ(ア)の表示は、前記(2)ア(イ)及びイ(イ)のとおりであって、中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 担当者：仲西

電 話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

- ① スーパーレッズが「Goo北関東版」と称する中古自動車情報誌の「11.08.28」号に掲載していた中古自動車のうち1台の表示



- ② レッズ宇都宮が「Goo北関東版」と称する中古自動車情報誌の「11.08.28」号に掲載していた中古自動車のうち1台の表示



なお、「Goo北関東版」と称する中古自動車情報誌の欄外には修復歴については次のとおり表示されている。

【修復歴】 修復歴無 修復歴有 ... 修復歴表示の定義は、自動車公正取引協議会規約に基づき、規約に定められた部位を、交換または修正なしのクルマ。もしくは第三者である有資格者により、「修復歴なし」と証明書類にて証明されたものは「修復歴なし」と表示している。

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

（報告の徴収及び立入検査等）

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 （省略）

（権限の委任）

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2及び3 （省略）

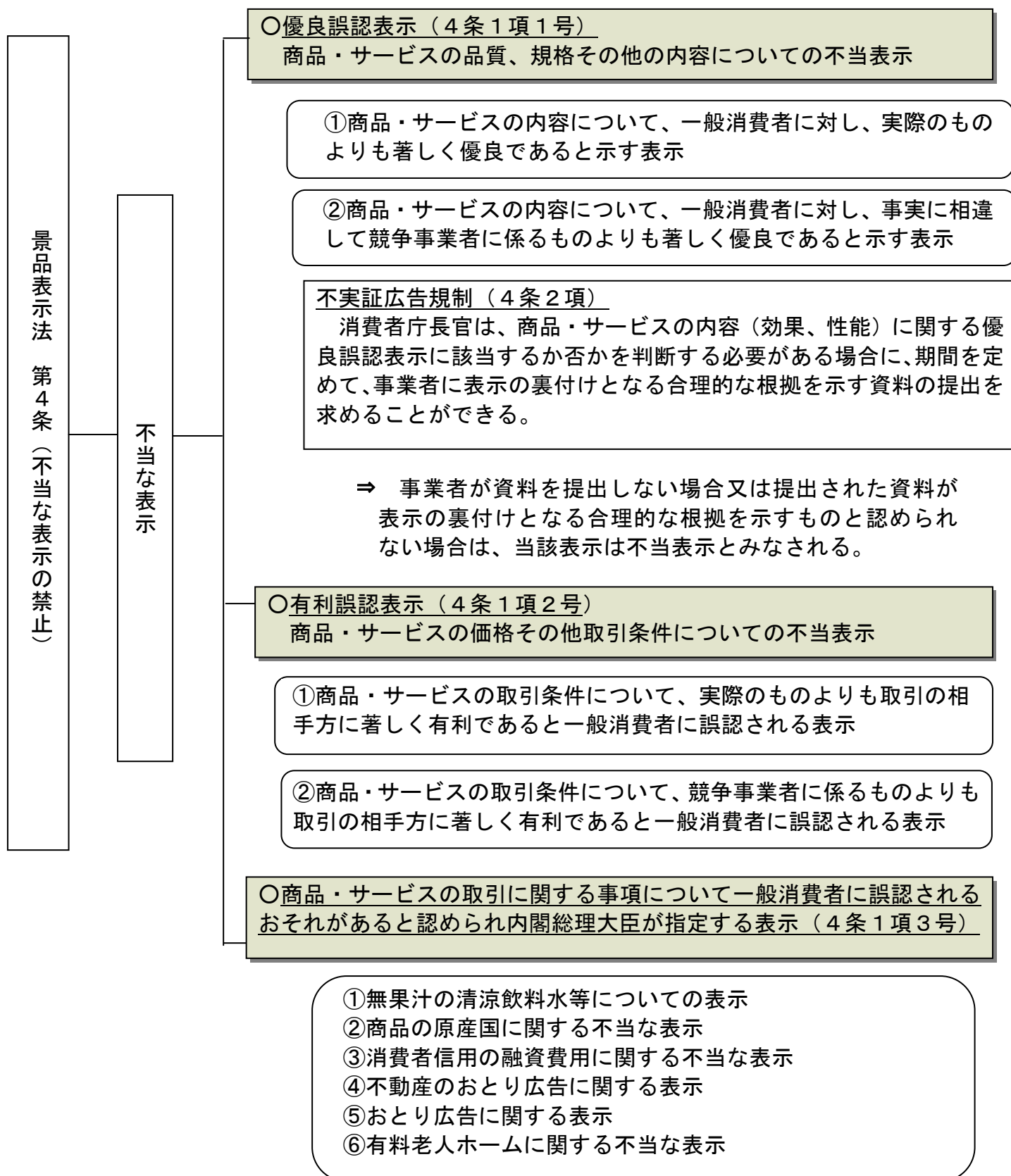
○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



消表対第107号
平成25年4月5日

株式会社スーパーレッズ
代表取締役 中村 拓也 殿

消費者庁長官 阿南 久
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する中古自動車の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する中古自動車に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴社は、中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、「Goo北関東版」と称する中古自動車情報誌（以下「Goo北関東版」という。）の「11.08.28」号に掲載していた中古自動車のうち2台及び「11.09.11」号に掲載していた中古自動車のうち1台について、同誌に「修無」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていたこと。
 - イ 実際には、当該中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオートオークション出品票（以下「出品票」という。）に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであったこと。
 - ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、当該中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、中古自動車の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、中古自動車の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優

良であると示す表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社スーパーレッズ（以下「スーパーレッズ」という。）は、栃木県河内郡上三川町大字上蒲生426番地1に本店を置き、中古自動車の販売業等を営む事業者である。
- (2) スーパーレッズは、オートオークションから中古自動車を仕入れ、店頭において、中古自動車を一般消費者に販売している。
- (3) スーパーレッズは、中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、Goo北関東版に、販売する中古自動車の商品情報を掲載しており、その表示内容について、自ら決定している。
- (4) ア スーパーレッズは、中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、Goo北関東版の「11.08.28」号に掲載していた中古自動車のうち2台及び「11.09.11」号に掲載していた中古自動車のうち1台について、同誌に「修無」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、当該中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示される出品票に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、スーパーレッズは、自己が供給する中古自動車3台の取引に関し、当該中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第1号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。
- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消表対第108号
平成25年4月5日

有限会社レッズ宇都宮
代表取締役 中村 拓也 殿

消費者庁長官 阿南 久
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する中古自動車の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する中古自動車に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴社は、中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、「Goo北関東版」と称する中古自動車情報誌（以下「Goo北関東版」という。）の「11.08.28」号に掲載していた中古自動車のうち3台及び「11.09.11」号に掲載していた中古自動車のうち9台について、同誌に「修無」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていたこと。
 - イ 実際には、当該中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオートオークション出品票（以下「出品票」という。）に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであったこと。
 - ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、当該中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、中古自動車の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、中古自動車の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優

良であると示す表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 有限会社レッズ宇都宮（以下「レッズ宇都宮」という。）は、栃木県宇都宮市幕田町596番地5に「スーパーメガレッズ」と称する本店を置き、中古自動車の販売業等を営む事業者である。
- (2) 株式会社スーパーレッズ（以下「スーパーレッズ」という。）は、栃木県河内郡上三川町大字上蒲生426番地1に本店を置き、中古自動車の販売業等を営む事業者である。
- (3) スーパーレッズはオートオークションから中古自動車を仕入れており、レッズ宇都宮はスーパーレッズが仕入れた中古自動車を購入して、スーパーメガレッズにおいて、中古自動車を一般消費者に販売している。
- (4) レッズ宇都宮は、中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、Goo北関東版に、販売する中古自動車の商品情報を記載しており、その表示内容について、自ら決定している。
- (5) ア レッズ宇都宮は、中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、Goo北関東版の「11.08.28」号に掲載していた中古自動車のうち3台及び「11.09.11」号に掲載していた中古自動車のうち9台について、同誌に「修無」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていた。
- イ 実際には、当該中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示される出品票に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、レッズ宇都宮は、自己が供給する中古自動車12台の取引に関し、当該中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第1号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、こ

の処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。